資　料

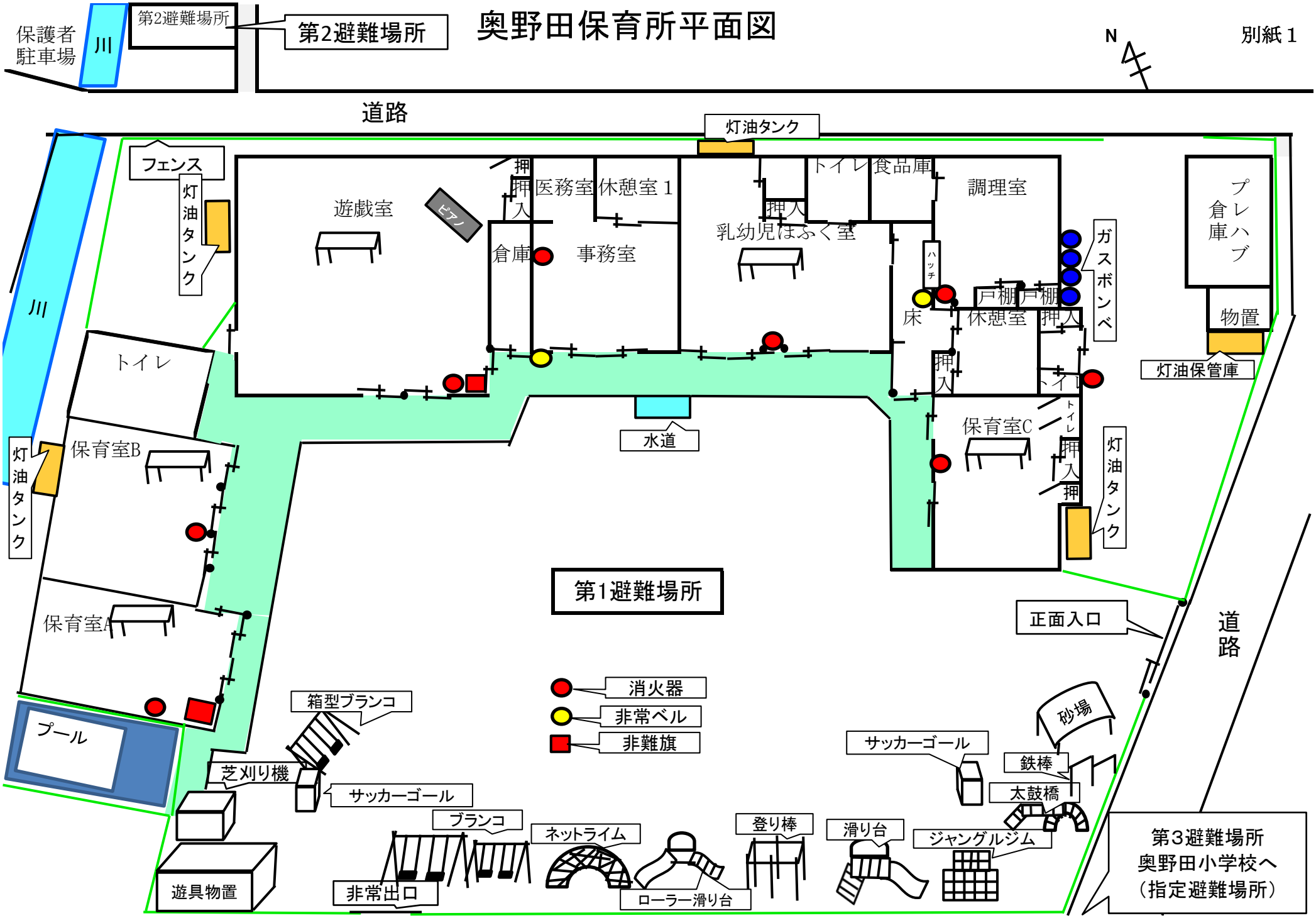




甲州市立　奥野田保育所

奥野田保育所重要事項別紙目次

別紙１	奥野田保育所平面図
別紙２	延長保育申請書
別紙３	持ち物
別紙４	緊急連絡票記入及び検温のお願い
別紙５	登 園 許 可 証
別紙６	非常災害対策訓練年間計画表
別紙７	震度５強以上の対応について
別紙８-１	洪水災害時の対応について
別紙８-２	洪水災害時避難行動手順
別紙９	非常時園児引き渡しカード・保育所の避難場所及び経路
別紙１０	甲州市 すぐーる保護者連絡アプリ　登録手順書
別紙１１	山梨県災害情報メール配信のご案内
別紙１２	苦情相談窓口


保護者
駐車場
川
第2避難場所
第2避難場所
奥野田保育所平面図
別紙１
N
道路
灯油タンク
フェンス
灯油タンク
川
遊戯室
ピアノ
押入
医務室
休憩室１
倉庫
事務室
トイレ
食品庫
調理室
乳幼児ほふく室
押入
ハッチ
戸棚
戸棚
床
休憩室
押入
ガスボンベ
プレハブ倉庫
物置
灯油保管庫
トイレ
トイレ
保育室C
押入
灯油タンク
水道
灯油タンク
保育室B
保育室A
第1避難場所
正面入口
道路
プール
箱型ブランコ
芝刈り機
サッカーゴール
消火器
非常ベル
非難旗
砂場
サッカーゴール
鉄棒
太鼓橋
ブランコ
ネットライム
登り棒
滑り台
ジャングルジム
遊具物置
非常出口
ローラー滑り台
第３避難場所
奥野田小学校へ
（指定避難場所）

甲州市立保育所延長保育促進事業実施要綱　　別紙2

（目的）

第1条　保育需要の多様化に伴い、甲州市立保育所（以下「保育所」という。）が自主的に延長保育を実施することにより、保育を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施保育所）

第2条　本事業は、松里保育所、奥野田保育所、東雲保育所及び大和保育所において実施する。

（対象児童）

第3条　対象児童は、保護者の勤務時間及び通勤時間等保育に欠ける理由があり、市長が正当と認めた児童とする。

（延長保育時間）

第4条　延長保育時間は次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定児童

月曜日から土曜日まで　夕方　午後6時30分から午後7時まで

（2）保育短時間認定児童

月曜日から土曜日まで　朝　午前7時30分から午前8時30分まで

月曜日から土曜日まで　夕方　午後4時30分から午後7時まで

（延長保育料金）

第5条　市長は、延長保育を実施した児童の保護者から、次に定める保育料を徴収する。

（申込手続き）

第6条　延長保育を希望する児童の保護者は、延長保育申請書を毎年年度初めに市長に提出し、年度途中から希望する場合もあらかじめ提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するようになった場合はその申請を取り下げなければならない。

（1）勤務時間及び通勤時間等保育に欠ける理由がなくなった場合

（2）虚偽の申込み及びその他不正な手続きにより延長保育申請をした場合

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（東日本大震災に対処するための保育料の免除）

2　当分の間、東日本大震災により被災し、避難（東日本大震災に起因する福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う避難を含む。）して来た児童であって、市から被災者支援カードの交付を受け延長保育を実施した場合においては、第6条の規定にかかわらず、当該児童の保護者からは延長の保育料を徴収し

ない。

附　則（平成23年6月1日一部改正）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附　則（平成24年2月17日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成27年3月20日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

延長保育料金表（保育標準時間）

保育時間	保育料	特記事項
午後6時30分～午後7時	1回　50円	1月のうち20日を超えて延長保育を実施した場合は、月額1,000円を上限とする。

延長保育料金表（保育短時間）

保育時間	保育料	特記事項
午後4時30分～午後6時	1回　100円	1月のうち20日を超えて延長保育を実施した場合は、月額2,000円を上限とする。
午後4時30分～午後7時	1回　200円	1月のうち15日を超えて延長保育を実施した場合は、月額3,000円を上限とする。

延長保育料金は、翌月の初めに精算し徴収する

甲州市立保育所　延長保育申請書

令和　　年　　月　　日

甲州市長　鈴　木　幹　夫　様

保護者　住　　所
氏　　名　　㊞
緊急連絡先

下記のとおり延長保育を申し込みます。

児童氏名	性別	生年月日	組	保育所名
	男・女	平成　年　月　日	組	
	男・女	平成　年　月　日	組	
	男・女	平成　年　月　日	組	

延長保育希望理由（具体的に）		
延長保育希望時間	標準時間	夕方　午後６時30分　～　午後　時　分
	短時間	早朝　午前　時　分　～　午前８時30分 夕方　午後４時30分　～　午後　時　分

※家庭状況※

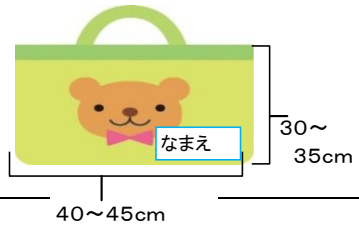
母の勤務状況	勤務先名称		TEL	
	勤務先所在地			
	勤務形態	・常　勤　・パート　・自　営　・その他（　　）		
	仕事の内容			
	勤務時間	平　日	時　分　～　時　分	
		土曜日	時　分　～　時　分	
	通勤方法及び時間（片道）	自宅から保育園まで	徒歩・自動車	分
		保育園から勤務先まで	徒歩・自動車	分

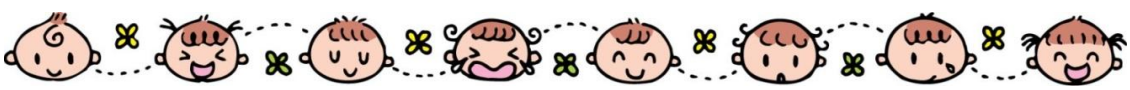
父の勤務状況	勤務先名称		TEL	
	勤務先所在地			
	勤務形態	・常　勤　・パート　・自　営　・その他（　　）		
	仕事の内容			
	勤務時間	平　日	時　分　～　時　分	
		土曜日	時　分　～　時　分	
	通勤方法及び時間（片道）	自宅から保育園まで	徒歩・自動車	分
		保育園から勤務先まで	徒歩・自動車	分

別紙3

持ち物(3歳未満児)

＊　すべてのものに大きくわかりやすくなまえを書いてください。

品　名	説　　明
帽子	☆カラー帽子を使用する。
服装	☆動きやすく、着脱しやすい服（フード・ベルト・サスペンダー等は、危険なので避ける）
通園カバン 手さげ袋	☆おたよりファイル、食事用前掛け、スプーンや フォーク、コップなどがゆったり入るもの。 
上履き 上履き袋	☆必要に応じて担任と相談の上用意していただくことがあります。
着替え 着替え袋	☆担任と相談の上持たせてください。 ☆大きめの布製の袋が良いです。 ☆汚れた衣服を持ち帰りますので、巾着式のビニール袋１枚に 名前を書いて持たせてください。 ☆持ち帰った分の着替えの補充は、次の日に持って来て下さい。 
紙オムツ 紙パンツ	☆家庭で使用しているものに１枚１枚名前を書いて持たせてください。 ☆トレーニングパンツは成長に応じて使用します。 
食事用 ・前掛け ・コップ ・スプーン ・フォーク ・袋 ・おしぼり タオル ・ビニール袋	☆３枚作ってください。 ☆小さめのコップがよいです。 ☆スライド式のケースに入れてください。 ☆スプーンとフォークとコップが一緒に入る布袋。 ☆おやつや給食の時、口のまわりや手を拭きます。 乾いたまま持たせてください。（2～3枚）＊担任と相談 ☆使用後のぬれたエプロン・おしぼりをいれる(巾着式のビニール袋でも可)   
おたよりファイル	☆毎日体温を計り必要事項を必ず記入して持たせてください。
午睡用布団	☆午睡について（次ページ参照）
腰布団 ※2歳児クラスより使用） （防災クッション） カバー	☆防災頭巾を腰布団として使用します。頭巾にカバーをつけてください。 ☆毎週持ち帰り、洗濯をしていただくので、カバーはしっかりした布で 作っておくと良いでしょう。 ★作り方は「防災頭巾兼座布団のカバー」（次ページ参照）
水筒	☆毎日持たせてください。水分補給及びうがいに使用します。 ☆水筒の中には麦茶、白湯が好ましいです。水筒は時々漂白などで殺菌しましょう。



持ち物(全園児共通)

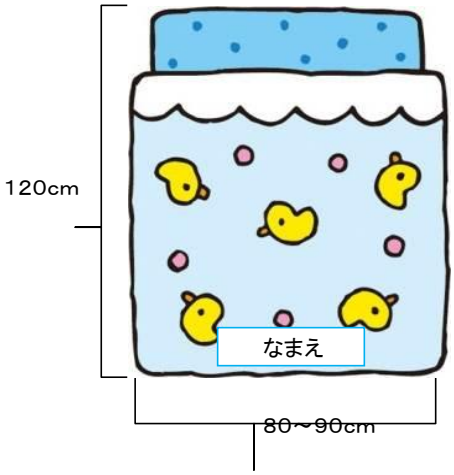
給食・おやつについて



★　主食は、保育所で用意します。(未満児)
★　おかず(副食)は、保育所で用意します
★　スプーン・フォーク(または箸)については担任と相談してください
★　おやつは、午前(未満児のみ)、午後　(3時15分くらい)にあります
★　O－157などの食中毒の心配がありますので、おやつの持ち帰りはしません。

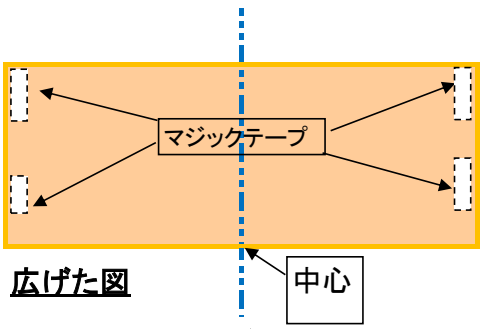
午睡布団について

★　敷布団は、家にあるもので結構ですが、子どもが持ち運びできるもの(縦120cm横80～90cmくらい)にしてください。
★　上掛けも、家にあるもので結構ですが、子どもサイズのタオルケットや毛布などを用意してください



防災頭巾　兼　座布団のカバー

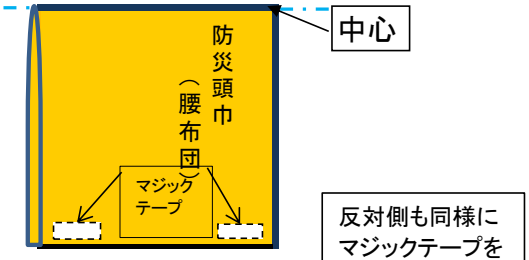
★　キルティングの布地がしっかりしてよいです。
★　洗うと縮んでしまうことがあるので少し大きめに作ってください。
★　マジックテープの硬い方を腰布団に縫いつけた方が良いです。
★　名前がはっきり分かるように書くか、別布で名札のように付けてください
★　名前は片面に付けてください



広げた図

カバー

わ



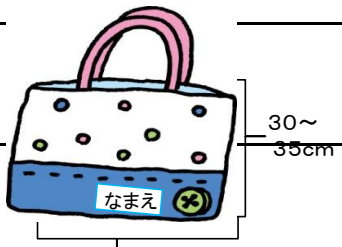
腰布団(防災頭巾)

別紙3

持ち物(3歳以上児)

＊　すべてのものに大きくわかりやすくなまえを書いてください。

品　名	説　　明
帽子	☆カラー帽子を使用する。
服装	☆動きやすく、着脱しやすい服（フード・ベルト・サスペンダー等は、危険なので避ける） ☆ハンカチ、ティッシュをポケットに入れる。
通園カバン	☆お弁当、箸、コップ、おたより帳がゆったり入るもの。 形の指定はありません。
手提げ袋	☆洗濯物や本、作品などを入れます。
上履き 上履き袋	☆特に指定はありませんが足にあったものを用意してください。 ☆自分で出し入れしやすい物がいいです。
着替え 着替え袋	☆担任と相談の上持たせてください。 ☆大きめの布袋が良いです。 ☆汚れた衣服を持ち帰りますので、巾着式のビニール袋に名前を書いて持たせて下さい。 ☆持ち帰った分の着替えの補充は、次の日に持って来て下さい。
弁当箱 スプーン フォーク (または箸) コップ、袋	☆「給食・おやつについて」(前ページ参照)
歯ブラシ	☆年齢に合うものを用意してください。 ☆必要に応じて取り替えて下さい。
出席ノート	☆毎日確認してください。
午睡布団	☆午睡布団について(前ページ参照)
腰布団 防災クッション カバー	☆防災頭巾を腰布団として使用します。頭巾にカバーをつけてください。 ☆毎週持ち帰り、洗濯をしていただくので、カバーはしっかりした布で作っておくと良いでしょう。 ★作り方は「防災頭巾兼座布団のカバー」(前ページ参照)
水筒	☆毎日持たせてください。水分補給及びうがいに使用します。 ☆水筒の中には麦茶、白湯が好ましいです。水筒は時々漂白などで殺菌しましょう。











別紙4

緊急連絡票記入及び検温のお願い

緊急連絡票

園児名

連絡をしてほしい順に記入してください。

	電話番号（携帯電話でもよいです）	名　前	続柄
1			
2			
3			

通常37.4度以上になったら様子を連絡する事になっていますが、一人ひとり平熱が違いますので、状況に応じてお迎えをお願いします。また、食欲がなかったり、顔色や機嫌が悪いとき、下痢･嘔吐があった時も連絡いたします。

検 温 の お 願 い

月　日	度　分	平均体温（平熱）	度　分
月　日	度　分		
月　日	度　分		

【検温の方法】

・午前中のおおよそ決めた時間で、機嫌のよいときに体温計で１日１回として体温を測る。
・3日分の体温を記入して、その平均体温を記入する。
できれば、1日の体温の変動も把握しておいてください。

別紙５－１

登 園 許 可 証（医師記入）

保育所長　殿

園児氏名

年　　月　　日 生

（病名）　　（該当疾患に☑をお願いします）

	麻しん
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下線炎（おたふくかぜ）
	結核
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年　　月　　日から登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆さまへ
保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ
上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可証」を保育所に提出して下さい。

※厚生労働省『保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）一部「学校保健安全法施行規則」を準用』

医師が登園許可証を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんは痂皮(かさぶた)化していること
流行耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下線のが発見してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適性な抗菌物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	―	医師により感染のおそれがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	―	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としている。

※学校保健安全法における感染症の種類

【第1種】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ

細菌性赤痢、指定感染症、新感染症

※治癒するまでは出席停止

別紙５－１

登 園 許 可 証（保護者記入）

保育所長　殿

園児氏名

年　　月　　日 生

（病名）　　（該当疾患に☑をお願いします）

	インフルエンザ
	新型コロナウイルス感染症
	咽頭結膜炎（プール熱）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年　　月　　日から登園可能と判断されました。

年　　月　　日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。「登園許可証」は別紙の登園停止期間が経過し
症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※保護者の皆さまへ
上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可証」を保育所に提出して下さい。

医師の診断を受け、保護者が登園許可証を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること （乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

別紙５－２

登 園 届（保護者記入）

保育所長 殿

園児氏名

年　　月　　日 生

（病名）　　（該当疾患に☑をお願いします）

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱しん
	突発性発しん

（医療機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　年　　月　　日受診）において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので　　年　　月　　日
より登園いたします。

年　　月　　日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

※厚生労働省『保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）一部「学校保健安全法施行規則」を準用』

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 （りんご病）	発しん出現前1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	―	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

新型コロナウィルス感染症・インフルエンザ登園停止期間について
（参考）

新型コロナウィルス感染症

◇登園の条件

～発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで～

※「発症した後５日を経過」や「症状が軽快した後１日を経過」は、**発症した日や症状が軽快した日の翌日から計算**します。

※「症状が軽快」とは、**解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善**された状態のことです

※ **無症状の感染者**に対する出席停止期間は、**検査を採取した日から５日を経過するまでが基準**となります。

※ 登園停止の期間を短縮することは、新型コロナウィルス感染症においては基本的に想定されていません。



インフルエンザ

◇登園の条件

～発症した後５日を経過し、かつ、熱が下がった後３日を経過するまで～

※「発症した後５日を経過」や「熱が下がった後３日を経過」は、**発症した日や熱が下がった日の翌日から計算**します。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後**1日目**に解熱した場合		解熱	1日目	2日目	3日目		登園OK		
発症後**2日目**に解熱した場合			解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK		
発症後**3日目**に解熱した場合				解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK	
発症後**4日目**に解熱した場合					解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK

別紙6

令和8年度非常災害対策訓練年間計画表　奥野田保育所

第1避難場所…園庭
第2避難場所…駐車場
第3避難場所…小学校

年間目標	突発事故から児童を安全に守る。危険から身を守る能力を育成する。
訓練の原則	指示に従う。おさない・走らない・しゃべらない・もどらない・ちかよらない

月	想定内容 訓練	想定内容 状況	目的	指導の内容	訓練方法・留意点	子どもの状態	予告	避難所
4	総合	放送にて避難訓練の誘導をする	職員が子どもの命を守る使命を確認する。訓練の意味、避難の方法について知る。	媒体を使い災害時に、避難することを知る。「おはしもち」や「だんごむし」の約束。煙時の避難の仕方等	職員同士の係りの確認をする。誘導旗・非常ベル・地震速報を見たり聞いたりする。すぐ-るアプリの登録確認。	各保育室にて一斉保育中	有	年長児保育室
5	地震	弱震	地震について避難の方法を理解し落ち着いて行動する。	防災頭巾をかぶり地震に対する避難方法や「だんごむし」の行動を実践する。	防災頭巾のかぶり方を知る。机の下に避難し、指示に従い避難する。	各保育室にて自由遊び中	有	机の下第1
6	火災（予告有）	調理室	避難訓練になれる。支持を聞き取り行動する「おはしもち」の合言葉	口頭にて火災発生時の避難訓練の誘導をする。	いたずらに緊張や不安を与えることのないようにあらかじめ話してから行う。ベルの合図、放送を聞く。誘導旗のところに集まる。	自由遊び中	有	第1
7	地震（予告有）		プール活動時、保育者の指示に従い、安全に避難行動をとる。	ベル、放送で非常事態を全体に知らせる。避難訓練の誘導をする。	「おはしもち」・「だんごむし」行動の徹底。プールでの避難の仕方を話し合っておく。	園庭遊び・プール活動中	無	第1
8	火災（予告有）	近隣から（西）	近隣火災を知らせ、避難の仕方を知る。	放送にて近隣火災発生時の避難訓練の誘導をする。	火災の状況により第１避難場所から第２避難場所へ避難する。	各保育室にて自由遊び中	有	第1第2
9	総合訓練（予告有）	災害時の引渡し訓練	・震度５強以上の大規模地震及び東海地震に係る「警戒宣言」が発令された場合の避難行動を保護者に周知する	避難場所にて集合させ迎えが来るまで静かに待つ	緊急連絡網にて保護者に知らせ、名簿に時間を記入してもらい引き渡しカードと引き換えに」園児を渡す	避難訓練の後迎えを待つ	無	未満児保育室
10	地震（予告無）		机にもぐる防災頭巾を被り避難行動をとる	落下物に注意して外に非難する	地震の訓練であることを知らせ出入り口のドアを素早く開け、保育士のあとから避難するようにする。	午睡終了後	無	第1
11	火災（通報訓練）	調理室	指示を素早く聞き取り敏速に避難する	合図を聞いたら指示を確認し素早く避難場所へ集合させる	消防署員の指導により園児の避難訓練、職員の通報・初期消火訓練、ビデオ鑑賞をし、話し合う。	自由遊び中	有	第1
12	地震・火災	地震後ぞう組保育室より火災発生	すぐに活動をやめて避難の指示を素早く聞き取り敏速に行動する	いつも上履きをきちんと履き、機敏に行動できるようにする	地震の時はすぐストーブを消す、窓ガラスの割れや落下物には十分気をつけるようにする。保育士の指示があるまで机の下で待ち、次の指示で出てくる事が出来るようにする。	午睡前	無	第1
1	火災	ぱんだ組保育室	「おはしもち」の合言葉	何をしていても合図を聞いたら指示を確認し素早く避難する	訓練の慣れにならないように避難するときの原則を再確認させ守って行動できるようにする。	一斉保育中	無	第1第2
2	火災	近隣から（北）	近隣火災を知らせ、避難の仕方を知る。	身支度・帰宅準備をして第一避難場所に集合する。	必要以上に恐怖心を持たせないようにする。どの方向にも逃げられるように場所を確認しておく。	午後のおやつ後	有	第1第3
3	総合訓練	地震後調理室より火災発生	どんな災害でもどこにいる時でも落ち着いて素早く行動する	避難の方法を再確認しておく	いろいろな災害の避難訓練を振り返り、それぞれの避難方法を確認する。	自由遊び中	無	机の下第1
4・10	不審者や犬侵入		不審者や犬の侵入という想定	保育士の合言葉「○○であめをたべるよ」で素早く○○へ避難する	必要以上に恐怖心を持たせないようにする。どの方向にも逃げられるように場所を変更して行う。	戸外遊び中	有	各保育室
9	台風等による風水害		台風等による風水害知る。大雨洪水警報の発令により家の人の迎えを待つ	避難場所にて集合し媒体を使い危険なこと危険な場所を知らせる迎えが来るまで静かに待つ	新聞やテレビで台風情報や警報情報を確認する。危険なこと危険な場所を話し合う	各保育室にて一斉保育中	無	第1第3

別紙7

保護者のみなさまへ

甲州市子育て支援課

震度5強以上の大規模地震に係る南海トラフ地震臨時情報が発令された場合の対応について

甲州市では、東日本大震災を教訓とし、大規模地震発生に際し保育所や認定こども園に通園する園児の安全を第一に考え、**震度5強以上の大規模地震に係る南海トラフ臨時情報が発令された場合**は、下記のとおり対応いたします。保護者の皆様におかれましては、各家庭で内容を確認していただくとともに、有事の際に適切な行動がとれますようご協力をお願いします。

大地震発生（甲州市で震度5強以上を想定）

園児が保育所（園）にいるとき

◎引き渡し

①保護者又は家族や引き取りを依頼された方が迎えに来るまで、園児を保育します。

②地震発生後火災などにより、指定の避難場所等に避難の際には、避難場所がわかるよう保育所（園）に張り紙をして行きます。

③園児を引き取る際には、引き渡しカード持参のうえ、必ず職員に声をかけ、名簿に時間と署名をしてからお帰りください。

（注意：引き渡しカードを園で保管または引渡しカードを

【留意点】

※震度5強以上の場合、保育所（園）から「引き取り開始の連絡」はしませんが、原則としてお迎えをお願いします。

※保育所（園）への電話連絡はご遠慮下さい。
電話連絡が殺到しますと、電話回線がパンク状態となり必要な連絡が出来なくなる可能性があります。

※震度5弱以下の場合には、園舎の安全を職員が確認後、通常通り保育します。

※注意情報等により、お迎えに来ていただいても

園児が自宅にいるとき 登園途中のとき

◎自宅待機

①大地震発生及び南海トラフ地震情報が発令された場合には、登園させないで自宅待機をお願いします。
各家庭での約束事に従い、安全に過ごしてください。

②登園については、被害の状況等を総合的に判断して、安全が確認され登園再開の連絡があるまで、自宅待機となります。

※調理室の安全が確認され食材の調達が可能となるまで、お弁当持参をお願いすることになります。

※「すぐーる」、防災行政無線を活用するなど、保護者への情報発信を行います。



甲州市役所　子育て支援課　保育・児童担当
☎0553-32-2111(代表)
☎0553-32-5081(直通)

避　難　場　所

（災害から、身の安全を確保するところ。広い場所など。）

（順不同）

	保 育 園 名	避　難　場　所
1	塩山愛育園	県立産業技術短期大学校（指定避難場所）
2	泉保育園	鈴宮神社境内・向嶽寺境内
3	みいづ保育園	井尻小学校（指定避難場所）
4	たんぽぽ保育園	第1）保育園北駐車場　　第2）保育園ひろば 第3）塩山南小学校（指定避難場所）
5	千野保育園	第1）駐車場　　第2）墓地東の空地 第3）塩山北小学校（指定避難場所）
6	赤尾保育園	第1）赤尾保育園園庭　　第2）赤尾保育園南駐車場 第3）大石神社
7	岩崎保育園	岩崎保育園駐車場
8	松里保育所	松里小学校校庭（指定避難場所）
9	奥野田保育所	奥野田小学校（指定避難場所）
10	東雲保育所	小佐手㊟出荷所（指定避難場所）
11	大和保育所	第1）大和保育所園庭　　第2）大和小学校（指定避難場所） 第3）大和支所

別紙８－１

保 護 者 各 位

奥　野　田　保　育　所
所　長　　雨宮　明日香

洪水災害時の対応について

近年は気候変動や社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害発生の危険性が指摘されています。これまでも全国各地で様々な大規模災害が発生しており、令和元年10月の台風19号においては、甲州市でも降水量が２２２．５mmを観測するなど記録的な豪雨となりました。

山梨県が公表している重川において想定される最大規模の降雨が発生し、河川がはん濫した場合に予想される浸水想定結果を重ね合わせ、想定される最大規模の浸水深を示すハザードマップによりますと、奥野田保育所は、最大1階の屋根までつかる恐れがあります。
甲州市でも重川氾濫に対する様々な対策を施行しているところですが、万が一洪水災害が発症した時のために奥野田保育所でも別紙の通りに備えたいと思います。

「警戒レベル３」では保育中であれば避難準備を開始。保護者のお迎え。
保育時間外においては自宅待機。

「警戒レベル４」では保育中であれば、全員市役所へ避難。
保育時間外においては各家庭で避難及び安全確保。

※保育所からの連絡は出来ない場合もあります。

最大規模の浸水を想定し、いざというとき命を守るためにご協力ください。

また奥野田保育所が浸水してしまった時は、しばらく保育が出来なくなる可能性も生じます。その時は、公立の松里保育所と東雲保育所に分かれて保育を行います。重川の氾濫など道路状況も踏まえてあらかじめ保護者の皆さんとも確認させていただきたいと思いますので、希望する保育所を選んでください。

保育所の所在地

松里保育所：甲州市塩山小屋敷1403

東雲保育所：甲州市勝沼町小佐手410

洪水災害時奥野田保育所が運営不可の場合の希望保育所(どちらかに〇)

松里保育所　　東雲保育所

保護者氏名

保護者住所

児童氏名 （兄弟は連名でお願いします）

この用紙は一度保育所でお預かりし、複写を保護者にお渡しします。
ご協力よろしくお願いします。

奥野田保育所洪水災害時避難行動手順

保育中

保育時間外

警戒レベル３
洪水警報が
発表された時

→ 避難準備 ＝ 保護者のお迎え

＝ 家庭にて待機(臨時休園)

警戒レベル４
破堤につながる
ような漏水等を
確認した時

→ 避難指示 ＝ 残留園児市役所に避難

＝ 各家庭で避難

保育所から連絡できない場合もあります。
日頃より「自らの命は自らが守る」という
意識を持ち、とるべき行動を確認しましょう。

非常時園児引渡しカード・保育所の避難場所及び経路　　別紙9

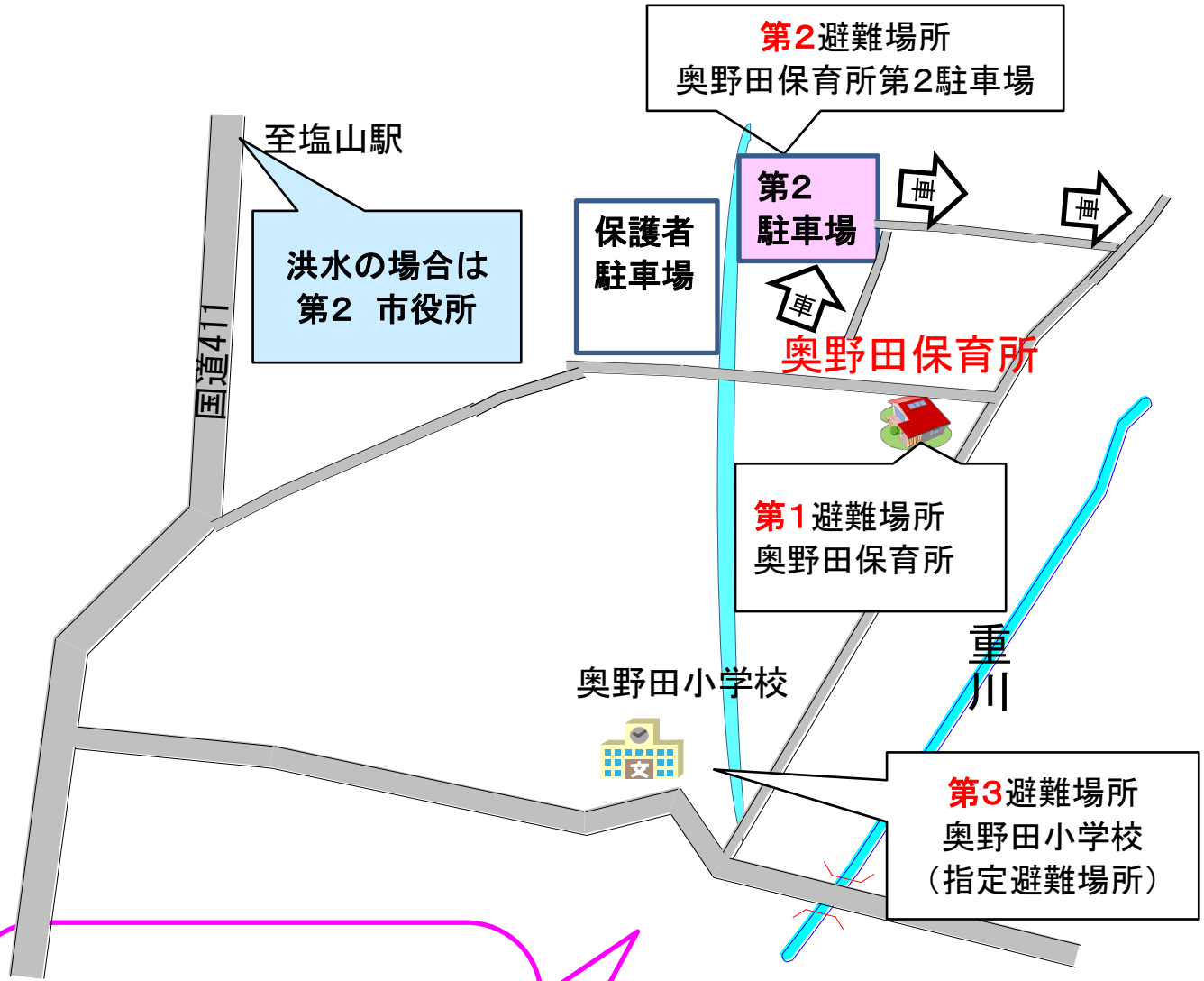
園児引渡しカード　奥野田保育所　0553-33-4132						
園児名		生年月日	令和　年　月　日			
保護者名		血液型	型	性別	男・女	
電話番号(自宅)		携帯番号				
住所						
引受人	氏名		続柄			
	住所					
	電話番号					

※このカードは卒園まで毎年使用します

園児引渡しカード記載と保管について

このカードは、災害時など緊急のお迎えの際、園児を安全にご家庭へ引き渡すために持参していただくカードです。災害はいつやって来るかわかりません。いざという時にご家族の中で誰がお迎えに来ることができるか話し合い、お迎えに来られそうな方はすべてこのカードを持っていてください。必要事項を記入し財布や免許証入れなどに入れて常に携行しておくと忘れることはないでしょう。なおこのカードは園児が卒園するまで使用します。紛失、記載事項や引受人が変更になった際は、新しいカードをご請求ください。

状況により保育所から避難場所を移動する際には、保育所入口に移動先を掲示します



・常に**引渡しカード**を 持っていてください。

・子育て支援課から出されている震度5強以上の大規模地震に係る南海トラフ地震臨時情報が発令された場合の対応についてをお読みください。

別紙7

・洪水の場合の対応については,奥野田保育所洪水災害時避難行動手順をご確認ください。

別紙9・10

震度5強以上の場合　・・・　奥野田小学校（連絡なし）

それ以下の地震　・・・　第1～3避難所のいずれか（すぐーるアプリを使って連絡）

別紙10

すぐーる 奥野田保育所 保護者連絡 登録手順書

保護者連絡の登録手順をご案内いたします。

※アプリ画面はiOS版になりますが、Android版も手順は同様です。メールで情報を受け取りたい方は⑤をご確認ください。

① アプリのダウンロード

右のQRコードを読み取るか、App StoreまたはGoogle Play Storeで「すぐーる」と検索してアプリをダウンロードします。

※すでにアプリをダウンロードしている方は③へ進んでください。

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

② アプリをスタート

「すぐーる へようこそ」という画面から「次へ」をタップしていき、個人情報保護方針の確認と利用規約の内容に同意にチェックを入れて「すぐーる を始める」をタップします。

※チェック横の文章をタップすると個人情報保護方針、利用規約が表示されます。



③ チャネルの選択

新規利用の方は「新規利用登録」から、利用中の方はチャネル追加ボタンをタップします。「登録用QRコードから登録」をタップし、右のQRコードを読み取ります。**この時、カメラ機能へのアクセスを許可してください。**該当するチャネルが表示されるので「登録を始める」をタップします。

保護者連絡



登録用QRコードが読み取れない場合

登録方法選択画面から、「チャネルコードを入力」をタップします。以下のチャネルコードを入力します。

フリガナ チャネルコード	サン ティー エイチ ニ サン エヌ エフ アイ ニ ヨン ダブリュー エー 3th23nf124wa



登録手順の続きは裏面に記載されています。

④ チャネルに登録

「子どもを追加」をタップし、別紙の子ども ID を入力し「次へ」をタップします。画面下部に子どもの名前と学年・クラスが表示されます。 二人目以降の子どもを追加する場合は、「子どもを追加」から追加します。



ユーザー情報を入力または選択していき、「次へ」をタップします。誤りがなければ「登録」をタップして完了です。



登録中のチャネルに子どもを追加する場合は、チャネル設定の「子ども設定」から追加してください。

子ども IDの用紙が無い場合は配布元へご確認ください。

⑤ 登録完了

以上で登録は完了になります。引き続き、すぐーる アプリをご利用ください。

メールで情報を受け取りたい方

メールアドレス読み取り

空メールアドレス　　t-koshu-kids+3th23nf124wa@sughool.jp

自動返信メールが送られるので、内容にしたがって登録を進めます。

メールで情報を受け取る場合、利用できる機能が限定されます。すべての機能をご利用になる場合は、アプリからの登録をお願いいたします。
迷惑メール対策などで受信制限をされていると「すぐーる 」からのメールを受信できない場合があります。
送信アドレスのドメイン「sughool.jp」を指定受信設定し、再度メールを送信してください。
※指定受信設定のご不明点はキャリア各社へお問い合わせください。

アプリをご利用の方は機種変更等で端末を変更する場合、変更後の端末に情報を引き継ぐために「引継ぎコード」が必要です。「引継ぎコード」については FAQサイトをご確認ください。

すぐーる FAQ サイト
https://sughool.support.visor.co.jp/hc/ja

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。Appleのロゴは、米国もしくはその他の国や地域におけるApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。

別紙11

山梨県災害情報メール配信のご案内

気象情報や土砂災害等の情報を携帯メールにお届けします！

土砂災害の要因となる、甲府地方気象台が発表する大雨などの「気象警報・注意報」、「土砂災害警戒情報」および「地震情報」などを、事前に利用登録された携帯電話へ電子メールにより提供しています。



【利用方法】

① 右のアドレスへ空メールを送信
② 返信メールにあるＵＲＬへアクセス
③ 見たい情報や地域を選択



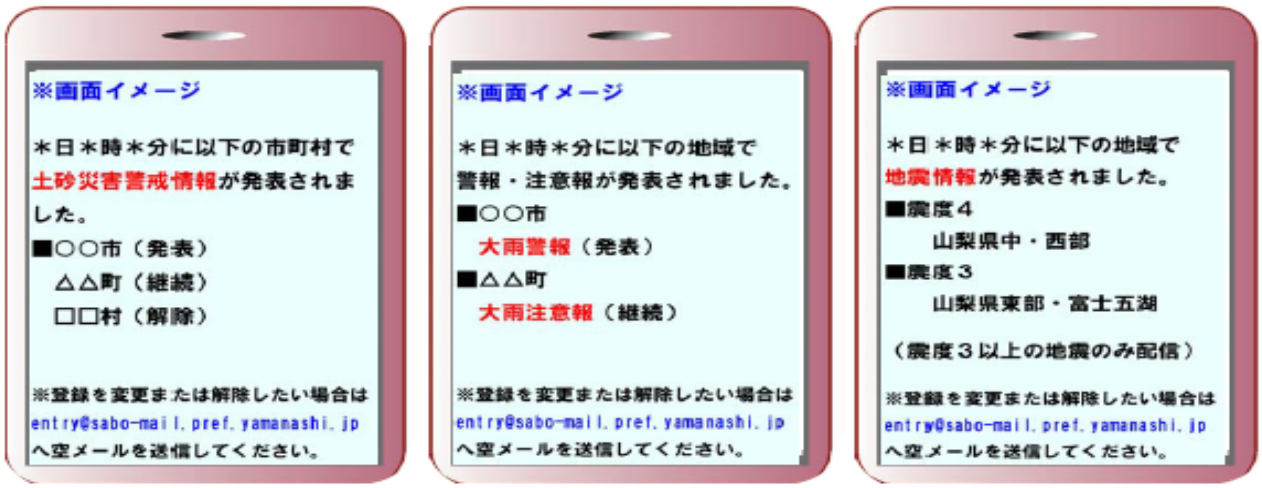


該当情報発表時にメール配信！

entry@sabo-mail.pref.yamanashi.jp
（登録用メールアドレス）

※ご利用は無料ですが、通信費用は利用者のご負担となります。
※登録時に、解除用のメールアドレスもご案内しています。

【配信メールの例】



※次の情報を受信選択することができます。

警　報：	□大雨	□洪水	□大雪	□暴風雪	□暴風			
注意報：	□大雨	□洪水	□大雪	□風雪	□雷	□強風	□融雪	
	□濃霧	□乾燥	□なだれ	□低温	□霜	□着雪	□その他	

土砂災害警戒情報：　□土砂災害警戒情報
地震情報：　□地震情報（中・西部）　□地震情報（東部・富士五湖）　□南海トラフ地震情報
富士山火山情報：　□富士山火山情報
記録的短時間大雨情報：　□記録的短時間大雨情報
お知らせ：　□山梨県からの災害情報等



お問い合わせ先
山梨県砂防課　TEL：055(223)1710

※パソコンからのメールを受信できる環境に設定して下さい。
※登録を行う前に、迷惑メール防止機能を設定している場合は、「sabo-mail.pref.yamanashi.jp」ドメインからのメールを受信できるように設定して下さい。
配信されるメール（登録用）:notice@ sabo-mail.pref.yamanashi.jp
配信されるメール（配信用）：info@ sabo-mail.pref.yamanashi.jp

別紙12

令和8年4月1日

利用者各位

甲州市立奥野田保育所

社会福祉法第82条の規定により、保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

保育所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

１．苦情解決責任者　　（保 育 所 長）雨宮　明日香

２．苦情受付担当者　　（主任保育士）土屋　恵奈

３．第三者委員　　（１）藤枝 鈴子様　住所：西広門田736-2 【連絡先：33-3235】

（２）高橋 由美子様 住所:牛奥3573-2【連絡先：33-4926】

４．苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行ないます。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4）「山梨県運営適正化委員会」の紹介

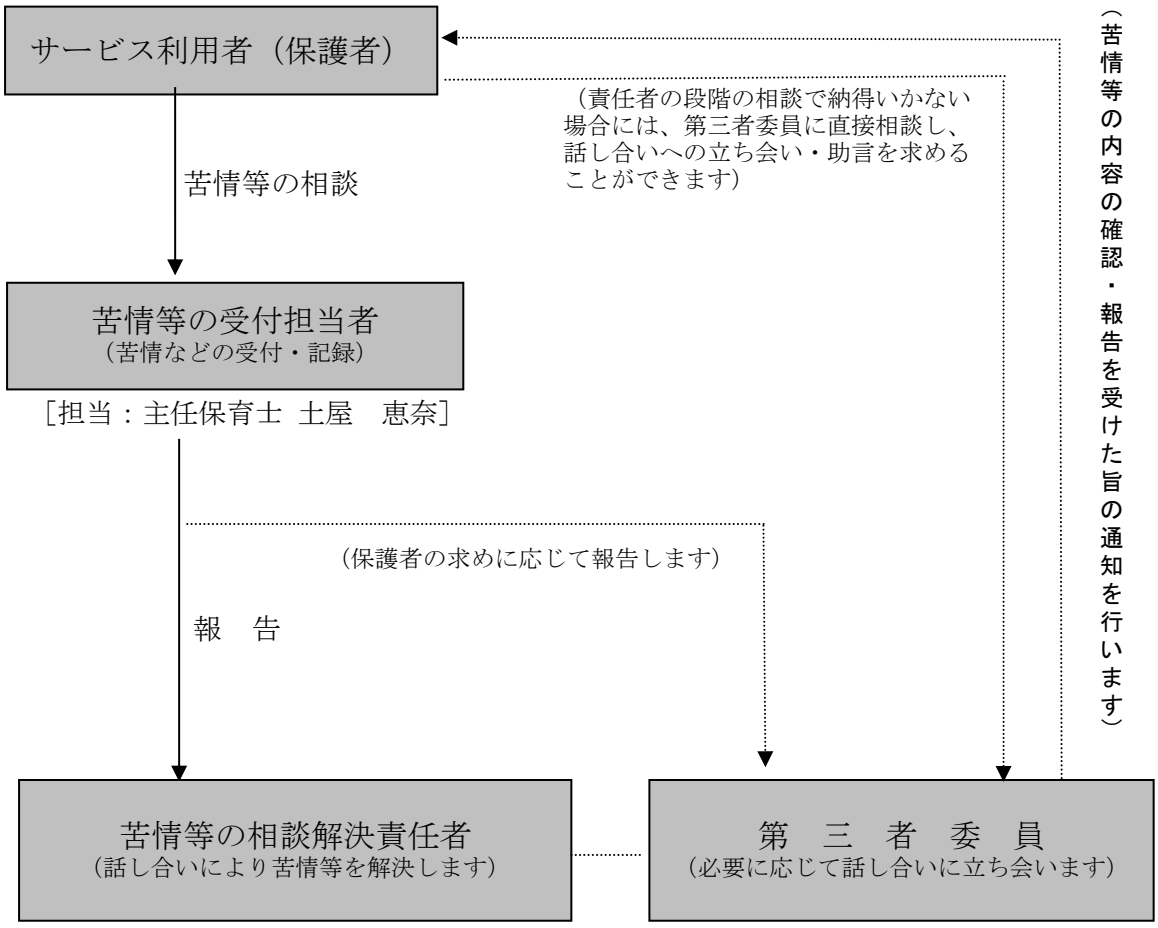
保育所で解決できない苦情は、社会福祉法人　山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることができます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先:

〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12　　TEL:055-254-1820 FAX:055-254-1821

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

甲州市立 奥野田保育所



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。
※以上の仕組みで解決できない苦情等は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることもできます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先：
〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12　TEL：055-254-1820 FAX:055-254-1821